

第 14 回 志摩市景観審議会 事項書

日 時 : 令和 6 年 2 月 6 日(火)午後 2 時 00 分～

場 所 : 志摩市役所 本庁舎 4 階 401 会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

- (1) 令和 5 年度志摩市景観計画に基づく届出件数について…資料 1
- (2) 令和 5 年度志摩市景観絵画コンクールの報告について…資料 2-1～2-5
- (3) 令和 6 年度志摩市景観事業スケジュールについて……資料 3
- (4) 景観重要樹木の指定について……………資料 4
- (5) 届出内容に対する審査部会の設置について……………資料 5-1～5-3
- (6) 志摩市景観計画の改訂について……………資料 6

4. その他

- ・次回の開催について

第 14 回志摩市景観審議会 議事録（概要版）

会議の名称		第 14 回志摩市景観審議会	
開催日時		令和 6 年 2 月 6 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分	
開催場所		志摩市役所 4 階 401 会議室	
事務局		志摩市 建設部 都市計画課	
出席者	委員	【出席委員】 浅野 聡、林 州啓、田邊 学、溝口 幸夫、山際 峰生、井上 摩紀 【欠席委員】 河本 晃利、鈴木 洋子、出口 勝美	
	事務局	西崎 真人（建設部長）、寺尾 桂一（都市計画課 課長）、佐々木 りえ（都市計画課 都市計画係長）、南 那奈（都市計画課 都市計画係）	
公開・非公開		一部非公開	傍聴者数 0 人
— 開 会 — 事務局（寺尾）		<input type="checkbox"/> 事務局の挨拶 <input type="checkbox"/> 委員挨拶 <input type="checkbox"/> 本日の配布資料の確認	
事務局（寺尾）		<input type="checkbox"/> 審議会の開催要件の確認 ・出席者 6 名、欠席者 3 名 ・志摩市景観規則第 24 条第 2 項の規定を満たすことによる会議が成立したことを報告	
事務局（南）		■議題（1）「令和 5 年度志摩市景観計画に基づく届出件数について」 <input type="checkbox"/> 事務局の説明 （資料 1 に基づき説明） ・令和 5 年度届出状況（12 月末現在） ・令和 5 年度民間事業者からの届出総数 20 件 ・例年と比べ少ない傾向 ※建築物の届出 住居・文教系 3 件、商業系 6 件、工業系 1 件 ※工作物の届出 電気事業関連（太陽光発電施設）6 件、携帯電話関連 2 件 ※開発行為の届出 1 件 ・国の機関及び地方公共団体等からの通知 1 件 ・特に景観へ悪影響を及ぼす届出、通知はなかった。	
田邊委員		<input type="checkbox"/> ご意見・ご質問 ・5 ページの建物を今回また確認する機会があったが、さらに屋外広告物	

	<p>が掲出されていて、事業者の名前や模様が書き込まれていた。届出の規模要件に満たないため、事業者としても届出上の手続き違反はないが、駅のホームからも見えるような建物でとても目立つ建物である。国立公園内でもあるため、観光の入口にあたる部分にこういう建物があることはとても違和感があるので、機会をみて、景観審議会の中でも複数の委員から違和感があるという話が出てきていることをお伝えいただければと思う。</p>
事務局（南）	<ul style="list-style-type: none"> ・この後、事務局の方でも再度現地確認を実施し、文字や模様が入っているのを確認している。三重県の屋外広告物条例に該当しないか県へも確認を取ったが、該当しないとの回答であった。
田邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・自社を顕在化したいというような考えがある会社で、なかなか難しそうな印象であるが、この会社にとってもいいことではないという気がする。なので、すぐに機会を作って指導というようなことは難しいと思うが、機会があれば、審議会からこういう意見があったということが伝わるといいと思う。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に必要であれば、駅とかその周辺は、景観形成促進区域みたいにして、届出の対象にはしておいて、色彩とかは合わせてくださいという中間ぐらいの厳しさにするというのを今後検討してもいいかもしれない。 ・田邊委員からお話あった通り、現在の景観形成基準では違反はしていないが、所有者の方ともし話し合う機会があれば、景観計画に抵触はしていないが、委員の方からそういう指摘があるので、次に塗り直す時は、明度、彩度、色相を注意してくださいとお話していただければと思う。
事務局（寺尾）	<ul style="list-style-type: none"> ・本日配布した資料の中に、広報の抜粋景観計画に基づく届出制度ということで、1月の広報で1ページ使用して周知をさせていただいた。他市では6月1日の景観の日に合わせて毎年広報しているところもあるので、志摩市でも検討している。その他、建築士さん等の業界のところへも案内を出せればと考えている。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ぜひ、一般市民の方に景観計画をPRしていただけたらと思う。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・1月広報の届出制度について、すごく良いことが書いてあるが、右側に小さく遠慮して書いてあるので、もう少し大きくしたらどうか。

事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの都合上で、これでもフォントを大きくしていただいたが、まだ足りないというところは、貴重なご意見として頂戴したいと思う。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・すごく良いことが書いてあるが、遠慮がちだったので、どうしたのかなと思った。
事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・次は遠慮せず、もう少し大きくしていく。
田邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の改訂の話で、届出対象規模と景観形成基準の関係性というのは、各自自治体いろんな考え方があって、届出対象規模に達しているものについては、適合義務があり、その他のものについては、遵守義務がある。遵守義務というのは努力義務ではなくて、それ以上に強いものであるということを景観計画の中でしっかり位置付けている。景観計画の前段のところ、景観形成基準とはどういうものかということをきちんと解釈として、整理するということもあり得ると思う。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電の届出が減ってきたのは、問題発生を防ぐ上でありがたいが、何か理由があるか。小規模のものの動向は正確にはわからないが、何か要因があるか。
事務局（南）	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の対象の面積に満たない400㎡くらいのもが多いように思う。他課からの情報共有であったり、話を聞いていると、それくらいの規模のもので、こちらの景観の届出には反映されてきていない状況である。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者もいろいろ考えている。また来年度何か新しい動きがあって要因がわかったら、審議会で報告をお願いします。
事務局（南）	<p>■議題（2）「令和5年度志摩市景観絵画コンクールの報告について」</p> <p>○事務局の説明</p> <p>（資料2-1～2-5に基づき説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-1 第3回志摩市景観絵画コンクール作品募集チラシ ・資料 2-2 第3回志摩市景観絵画コンクール募集要領 ・資料 2-3 学校別、学年別、部門別応募作品数 <p>（小学生低学年の部 46 作品、中学年の部 63 作品、高学年の部 31 作品、</p>

	<p>中学生の部 63 作品、合計 203 作品)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 2-4 入賞作品一覧 (部門ごとに最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点、入選 数点) 資料 2-5 作品審査会、作品展示、表彰式の様子 紙ファイル (最優秀賞 4 作品、優秀賞 12 作品を掲載) <p>市内小中学校全児童生徒、市内図書館・図書室、各支所や都市計画課窓口で配布</p> <p>○ご意見・ご質問</p>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> 私も景観絵画コンクールの審査に参加させていただいたが、今年も優秀な作品がたくさん応募されて、その中から審査委員が選ぶのが大変で、力作が優秀賞などとして選ばれたと思う。
山際委員	<ul style="list-style-type: none"> 浜島小学校、中学校から作品が出されていない理由が何かあればお聞きしたい。
事務局 (南)	<ul style="list-style-type: none"> 景観絵画コンクールは夏休みの宿題の一環として学校側へ依頼した。おそらく他にもポスターや習字が選択肢にある中で、生徒に選ばれなかったということが理由かと思われる。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの宿題として防火ポスターとこの絵画コンクールと習字の 3 つある。3 つの中から 2 つ出さないといけないので、習字と防火ポスターを選んだ。おまけに人数が少ないので、なかなか子供たちが書いてくれなかったのかなと思う。
山際委員	<ul style="list-style-type: none"> 状況はよくわかりました。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> 小学生の数が少なくなっているなので、応募していただくのもなかなか大変なのかもしれない。来年度以降も浜島小学校にもぜひPRは続けていただきたい。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> 参加賞は何か。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から説明していただけますか。
事務局 (佐々木)	<ul style="list-style-type: none"> 応募していただいた皆さん全員にスケッチブックを配布した。昨年と同様ではあるが、絵を描いていただきたいという思いを込めてお渡しさ

	<p>せていただいた。</p>
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供はおまけが好きなので、ボールペンとか子供が欲しがるのがいい。せつかくお金を使って全員に参加賞くれるので、子供に聞いてみてください。
事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ また子供たちの意見も参考にさせていただきたいと思う。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入賞を印刷した紙ファイルは厚紙にさせていただいたということで、改良されてよかった。丈夫なものにしてほしいという意見は誰の意見か。
事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生の方からです。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 反映していただいて、ありがとうございます。他市だとプラスチックでやっているところもあるが、志摩市は紙ファイルということにしているので、その考え方はすごくいいと思う。
事務局（南）	<p>■議題（3）「令和6年度志摩市景観事業スケジュールについて」</p> <p>○事務局の説明 （資料3に基づき説明）</p> <p>令和6年度年間スケジュール【景観事業】（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観審議会 ・ 景観絵画コンクール ・ 景観条例に基づく届出の受付 <p>○ご意見・ご質問 特になし</p>
事務局（佐々木）	<p>■議題（4）「景観重要樹木の指定について」</p> <p>○事務局の説明 （資料4に基づき説明）</p> <p>景観重要樹木の指定（第1号）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志摩市景観重要樹木の指定の方針 ・ 第13回での審議事項 ・ 今回の指定対象（候補）

<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の理由 ・指定の効果 ・今後のスケジュール <p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この景観重要樹木の指定については、前回の審議会でも事務局から考え方について説明をしていただいて、その時委員の方からいろいろご質問などをいただいたが、このおきりの松を景観重要樹木の指定の候補にするということについては特に異論も出されませんでしたので、この原案を今日を資料として作っていただいたという状況である。景観重要樹木の指定について委員の方からご質問があればお願いしたいが、よろしいですか。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局からも説明があったが、三重の樹木百選にも選ばれているということで、こういう良い樹木があるのであれば、もっと早く指定した方が良かったが、動き始めるということはとても良いことだと思うので、委員の方からも特に反対意見もないので、この原案に沿って景観重要樹木を指定するということについて、進めていただけたらと思う。今後また良いものが出てくれば、景観重要樹木や景観重要建造物の指定も進めていただければと思う。 ・このおきりの松は、昔、一度訪れたことがあるが、場所がわかりにくかったような印象があるが、案内サインとか整理されているか。
<p>事務局（佐々木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の方は海女さんの形をした看板があり、小ぶりな看板にはなるが、海女さんが手でこちらにおきりの松公園ですというふうに道の分岐点に表示されているが、入り組んだ場所にあるので、わかりにくいというのはこちらも感じている。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちにというわけではないが、景観重要樹木の指定の第1号になるので、今後予算が付けば、樹木を見に行っていたきたいので、案内サインなども補強していただけたらと思う。 ・一つ提案ですが、今、審議会委員の皆様から異論はないということで確認は取ったが、これから説明していただいたとおり樹木の通知や告示に入っていく中で、今日の審議会の資料で市長名で諮問の文書が入っていたほうが良いと思う。今後、このような感じで景観重要公共施設や景観

<p>事務局（寺尾）</p>	<p>重要建造物を指定したときには、市長名で一応審議会に諮問書を1枚挟んでいただき、審議会の資料記録として残しておいた方がいいと思うので、次回以降またよろしくお願ひしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おかげさまで、第1号の景観重要樹木を指定することができた。志摩市内に良い景観資源は他にもたくさんあるので、またチャンスを捉えて優れた樹木や建造物の指定をすることができればと思うので、また委員の皆さんご協力をお願ひしたい。 <p>■議題（5）「届出内容に対する審査部会の設置について」</p> <p>○事務局の説明</p> <p>（資料 5-1～5-3 に基づき説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 5-1 景観条例等に基づく届出などの流れ ・資料 5-2 志摩市景観審議会審査専門部会設置要綱（案） ・志摩市景観審議会審査専門部会委員名簿（案）
<p>浅野会長</p>	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志摩市の景観計画が運用されてから随分時間が経ち、この間、いろいろな届出があった。その過去の届出に対する対応を踏まえて、事務局だけで景観計画に適合しているかを判断するのは難しい案件も時々出てくるということで、これは他の市でも同様の状況である。他市でも景観審議会の中に部会を設けて、部会は建築物や工作物の審査に携わることができる専門家の方を中心として、届出があったものが景観計画に適合しているか判断していただいて、必要に応じて、審議会の開催も行うというような対応で取り組んでいるというところが多い。志摩市では今まで審査部会を設けてなかったもので、この段階で審査専門部会を設けていきたいというのが、事務局からの提案である。
<p>田邊委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の設置自体には全く異存はないが、審査専門部会がどういう役割を求められているかを確認しておきたい。景観計画に適合しているか適合していないか白黒つけるというようなものか。事務局からの説明で、アドバイザーとしてという話があったが、アドバイザーのような役割だと、例えば適合しているが、さらにこうしたらよくなるということも含めて助言をするというのが役割として加わってくると思うが、どの程度のものが求められていて、今の志摩市の景観計画の運用上、仮に我々がこれをお受けするとなった場合にどの程度のことを言っているのかということを確認しておきたい。

事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・想定として、ご相談させていただいていきなり白黒つけてくださいという話にはならないと思う。前回の審議会で事後届出の話の時にも議論いただいたが、本当に判断に困ったときにアドバイスをいただきながら、事業者さんにどのように改善していただくか、事前相談や本届出の場合にやりとりしてもなかなか改善をしていただけないという場合が出てくるであろうというところで、どのようにお伝えして、景観に配慮した形で対応していただけるかという部分を相談アドバイスいただきたい。
田邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりました。主に技術的なところだと思うが、その法令への適合性という意味で言うと、ここに法律の専門家が入っている部会というのも結構ある。この景観審議会の中での専門委員を選ばれているが、本当に基盤のところになると、法律の専門家等もしかしたら必要になるケースが出てくるかもしれない。当面、この案で異存ないが、そういうケースが他都市ではある。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・今、説明いただいた通りの方向性でいいと思うが、私の経験では、他市でも言っているが、志摩市の景観計画も定性的に書いているところが多い。緑化に努めてくださいとお伝えして、樹木1本だけ植えてきたときに、もう少し増やすように市が指導するときに、部会に相談してやるとより客観的になる。 ・三重県内の景観審議会に設けられている部会だと、弁護士は入っていないケースが多いが、審議会委員になっていない方が多い。もし、手続きで違法行為があったときは志摩市さんの顧問弁護士さんに相談するなど、そういうものが出てきたときには、部会以外の専門家の方にも助言、指導していただくことが必要になる。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・何が出てくるかわからないので、難しい問題。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他市での経験では、配置や緑化がよく出る。大体どの自治体も緑化に努めてくださいと書いてあるのが多いが、本当に一本だけ樹木を植えていることがある。街中であれば周辺状況を見てやむを得ない場合もあるが、志摩市は国立公園に入っている重要なところであるので、もう少し努力義務でやってほしい。景観計画が定性的に書いているところは正解がないので、やりとりで決まっていくことが多い。その辺をいろいろ経験豊富な専門家の皆さんに助言していただきながら進めていくということになるのではないかと思います。特にご質問がなければ専門部会の設置の

事務局（佐々木）	<p>方も原案の方向で、事務局の方で進めていただけたらと思うので、よろしくをお願いします。</p> <p>■議題（6）「志摩市景観計画の改訂について」</p> <p>○事務局の説明 （資料 6 に基づき説明） 志摩市景観計画の一部改訂について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景、経緯 ・一部改訂の方向性 ・スケジュール（案）
浅野会長	<p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、伊勢志摩国立公園の管理計画が変更になり、近年、グランピングと名が付けられている常設大型テントを環境のいいところに設けて、そこを宿泊施設として使うという新しい観光のあり方が出てきた。景観法ができたときにはグランピングは想定してなかったもので、国立公園の管理計画も改訂されて、常設大型テントが位置つけられたという状況である。これを踏まえて、伊勢志摩国立公園内で景観計画を持っているところは国立公園の管理計画と合うように今後修正していくということになる。志摩市としては、説明の通りこの国立公園の管理計画と整合性がとれるような案ということで、説明をしていただいた。
山際委員	<ul style="list-style-type: none"> ・1点目、現状では常設大型テントは志摩市内には設置されていないと言っているのか。 ・2点目、今後、浜島町にグランピング施設が作られると聞いたが、そのような計画があるのか。 ・3点目、事業者の方にどのように周知していくのか。
事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・1点目、志摩市内には、こちらの定義した常設大型テントがあるのかどうかですが、実際にグランピング施設というのは、たくさん出てきている。 ・2番目、浜島の計画については、もうプレスリリースされている話である。常設大型テントに該当してくるかとは思いますが、実際に建てられるタイミングが志摩市の景観計画の改訂のタイミングとどうなるかというところがある。 ・3点目、周知の部分はなかなか難しいと思っている。志摩市の景観計画

	<p>自体が皆さんに浸透しているかと言われると、そうではないという部分もある。まず、志摩市の景観計画の周知をかけていながら、国立公園の管理計画の改訂に伴い、こういう部分が今度改訂になりましたよと周知していきたい。関係各所漏れのないような形で周知をかけていければと思っている。良い方法があれば、またご提案いただきたい。</p>
<p>溝口委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 志摩市内にこのドーム型の宿泊施設が今結構設置されている。これまで設置された業者さんは対象外で、今から設置する人に対しては、1張でもこういう地域の中で設置する場合は届出をしてもらおうということか。届出義務ということをやっていくのがちょっと遅かったのではないか。
<p>事務局（佐々木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遅かったと言われると否めないところにはなるが、最初に仰っていただいた、既にあるグランピング施設のドーム型テントについて、全く関係ないと言われると、その時には届出対象ではなかったということにはなるが、今後、追加で建てることも考えられるので、グランピング施設をされているところに、志摩市の景観計画があって、こういう届出制度ができましたと周知をかけていくのも有効かと感じた。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> グランピングが急速に広まってきたので、また今後も景観法が想定していないような新種の工作物が出てくるかもしれないので、今の意見を参考とさせていただきながら、常に備えていただきたい。 今回、志摩市が動けたことの大きな背景として、国立公園の管理計画が改訂されたということがある。従って、何か問題があった際には、国立公園事務所と連携してはどうか。おそらく観光協会さんや三重県の建築を設計するいろいろな職能団体があるので、そこへ通知すれば三重県内に限って言えば、周知することができる。他県の業者さんについては、国立公園事務所の河本所長とも相談していただいて、環境省がどう対応しているのか連携してやっていけばよいのではないかと思うので、よろしくをお願いします。
<p>田邊委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の届出対象行為について、案1と案2というのが出ているが、どちらか選択するのか、両方合わせ技でいくのか。少なくとも今、実在しているものや具体的な計画あるものが眺望保全地区の中に収まっているかどうか、収まってなければ、案2も併せて考えていかないと、大きなものを把握できないことがあると思うので、できれば検討の資料として現況のプロットとこの眺望保全地区の扇形の形がどういうふう符合しているのか、眺望保全地区を対象として、取り扱えば一通り抑えられる

	<p>かどうか検討できるといいと思った。もう一つ管理計画の方でも客観的に定義できてないと思うが、常設大型テントというのが常設とは何ヶ月以上なのか、大型とは何㎡以上なのか、客観的に判断できないと、先ほどの審査部会ではないが、そういうところへ委ねないといけないところが多々出てくると思う。これは他都市と足並みを揃えたり、他都市の事例というのがまだ出てきてないので、難しいと思うが、そういう客観性がないと、届出対象行為なのかどうかという判断が市の方でも事業者さんの方でもできないのではないかと思います。</p>
事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・案1と案2と書いてはあるが、合わせ技でいきたい。国立公園の管理計画で補えない部分を志摩市の景観計画でカバーしていくということを考えると、やはり案1と案2の合わせ技で漏れなく網羅した形で届出対象としていきたいと考えている。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の問題について4ページの500㎡のところをもう一度補足していただきたい。
事務局（佐々木）	<ul style="list-style-type: none"> ・規模の方ですが、やはり期間とか規模を定めるところは、難しいところにはなるが、今回500㎡というところで、まずライン引かせていただいたが、この500㎡という数値は、志摩市の景観の届出対象行為にもあり、建築物、工作物のところでも出てくるので、他と齟齬がないような形でこの数字を使っていきたい。
田邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・多分合わせ技の方は500㎡で、景観計画の中で出てくる数値と合わせるということで、妥当性があると思うが、眺望保全地区の中で1張のテントでもというときに、1張の大型の定義というのがいつか必要になってくるかなということで、周辺との足並みが揃うのを待っているのかもしれないが、一応意見として伝えさせていただきたい。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・細かいところはまた事務局で詰めていただけたらと思うが、眺望保全地区においては、1張から届出の対象とするため、必ずしも大型でなくても、行為に該当すれば引っかかってくるという書き方でもいいかもしれない。
田邊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりました。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の普通地域は志摩市の景観計画でカバーしないといけないの

	<p>で、こちらは 500 m²を基準にして、それに抵触するものは他の工作物と足並みを揃えて全て届出してくださいということで、整合性をとっていただければいいと思うので、今の田邊委員のご指摘を踏まえて、細かいところを詰めていただければと思うので、よろしくをお願いします。</p>
<p>溝口委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、話題になっているこのドーム型テントは数年前から流行って、かなりの数が設置されているということであるが、これについて行政側は全部把握されているのか。届出の対象になって誰かがこれを把握していないと実態はわからないが、そのあたりはどうなっているか。
<p>事務所（佐々木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ドーム型テントが志摩市内にどれぐらい設置されているかというところであるが、事務局の方では把握できない状況。建設事務所も同じで、ドーム型テントというのが、確認申請が必要なものではないので、数をカウントできない状況になっている。建設事務所の方では、ドーム型テントの確認申請ではないが、グランピング施設はドーム型テントだけではなく、シャワー棟であったり、トイレ棟、受付棟といった建物があったりするので、それらが確認申請の対象になってきて、図面の中にドーム型テントを置くウッドデッキが書いてあったりということは見受けられるとのことで、正確な数を把握することは難しい。その他、何か確認できる手段として考えられるのは、旅館業法の届出で、どのような届出になるかは存じ上げていないが、ドーム型テントの数を許可申請対象にしているのであれば、もしかすると、そちらの方で数のカウントはできるかもしれない。志摩市の方で数をカウントすることは、困難な状況である。
<p>溝口委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こういう宿泊施設は国とか県とも相談して、きちんとお互い把握しようと確認し合える体制を作っていくべき。
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の所長さんとも相談していただいて、行政として対応すべき点についてはおそらく観光や宿泊施設を担当する部署の管轄になるかもしれないが、連携して、対応できる点については対応をお願いしたい。
<p>林副会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確かにグランピング問題は、安くできるということで、業者さんも建築物でない、この網をくぐるためのグランピングである。建築物になると、法 22 条区域で、屋根を不燃にしなければいけないということで、テント屋さんもそのことを考えて不燃テントを出している。これには参ります。もう一つ、今から増えてくると思われるのが、トレーラーハウ

	<p>ス。これにはどう対応するかということも考えていかなければいけない。</p>
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ここへ泊まったとすると、お風呂とかトイレは大きいホテルの方へ行かないといけないのか。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・近くにあるのではないか。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・泊まった人は、雨が降ったら傘をさして、そこまでお風呂入りに行ったり、トイレに行ったりするのか。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・中にはテントの中にある施設もある。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・こういうところへ泊る人はどのような人か。多分料金も安いでしょうね。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・大変なものができてきたと思っている。私たちも商売にならない。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・能登半島の災害用で要と思う。これは災害用じゃなく、観光用ですが。
林副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・安く泊まれるっていうのもあると思いますけどね。
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> ・多分安く泊まれるんですよ。ホテルに泊まったら高いから。こちらで寝て、そしてお風呂とトイレはホテルへ。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の変化に伴って、観光のあり方は常に変わってきますので、これからは先ほど林副会長が言った通りトレーラーハウスも増えてきたらどうするかということになる。志摩市だけでなく、全国的な課題である。つい最近まで議論していた太陽光発電がまさにそうであった。今後、社会状況の変化に伴って、いろんな新しいタイプの観光施設が出てくると思うので、その都度、早めに審議会で協議していくということで対応していただければと思うので、委員の皆さんもご意見がありましたら審議会のときに出していただけたらと思うので、よろしく願います。 それでは、志摩市の景観計画の改訂については、ただいま説明があった方向で回答を検討していただき、次回の審議会のときに案が出てくるということによろしいですか。それでは、次回の審議会のときに、委員の

<p>事務局（寺尾）</p> <p>— 閉会 —</p>	<p>皆様に改訂案の確認をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の開催については、令和6年5月を予定。 <p>○閉会の挨拶</p>
------------------------------	--